

柴選管告示第27号

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による法定署名数は、次のとおりとする。

令和8年6月1日

柴田町選挙管理委員会委員長 水戸一郎



- |     |   |        |
|-----|---|--------|
| 1   | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数                                 | 624    |
| (1) | 条例の制定又は改廃の請求（地方自治法第74条第1項）                          |        |
| (2) | 監査の請求（地方自治法第75条第1項）                                 |        |
| (3) | 合併協議会設置の請求（市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項、第5条第1項）            |        |
| 2   | 選挙権を有する者の総数の6分の1の数                                  | 5,194  |
| (1) | 合併協議会設置協議についての投票の請求（市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項、第5条第15項） |        |
| 3   | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数                                  | 10,388 |
| (1) | 町議会の解散の請求（地方自治法第76条第1項）                             |        |
| (2) | 町議会議員の解職の請求（地方自治法第80条第1項）                           |        |
| (3) | 町長の解職の請求（地方自治法第81条第1項）                              |        |
| (4) | 主要公務員の解職の請求（地方自治法第86条第1項）                           |        |
| (5) | 教育長又は教育委員会委員の解職の請求（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項）       |        |